

日光市消費生活センターだより

※消費生活センター相談のご案内※

消費生活センターでは、市民の方が商品の購入やサービスの提供などにおいて事業者とのトラブルにあった場合に、自ら解決するために助言や情報提供を行っています。また、場合により解決に向けてのお手伝いをしています。相談内容によっては、より適切な専門機関や法律相談窓口などを紹介しています。



こんなトラブル増えています！

光回線サービス ~安くなるどころか料金アップ！~

光回線を契約している事業者の代理店を名乗るところから電話がかかってきた。

「新サービスの案内がある。今より料金が安くなる」と言われ承諾した。その後送付されてきた書類を見ると、不要なオプションサービスが付いて料金も高くなった。

○勧誘されても、すぐに契約しない。

○書面を受け取ってから8日以内であれば初期契約解除ができます。

健康食品の定期購入 ~健康でいたい！そんな気持ちが招く~

インターネット通販で見つけたお試し価格300円のサプリメントを注文した。1回限りだと思っていたら定期購入になっていて、2回目の商品が届いた。キャンセルしようと思い事業者に電話をするがつかまらない。

○通信販売にはクーリングオフ制度はありません。

○申し込む前に、広告表示や契約内容をよく確認しましょう。



~消費生活に関する相談は~

日光市消費生活センター

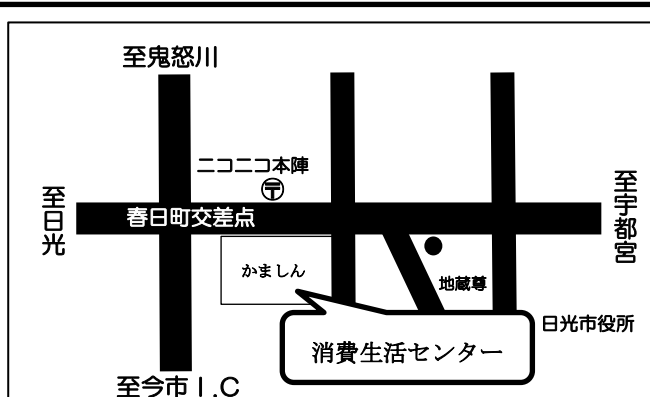
〒321-1261 日光市今市 456 番地

(ショッピングプラザ日光 4 階)

TEL0288-22-4743 FAX0288-22-4750

受付時間 月~土曜日 10:00~16:00

休 所 日 日曜日、祝日、年末年始



気になる！消費税増税！

令和元年10月～ 消費税が8%→10%に変わります！

そこで登場するのが **軽減税率制度！**

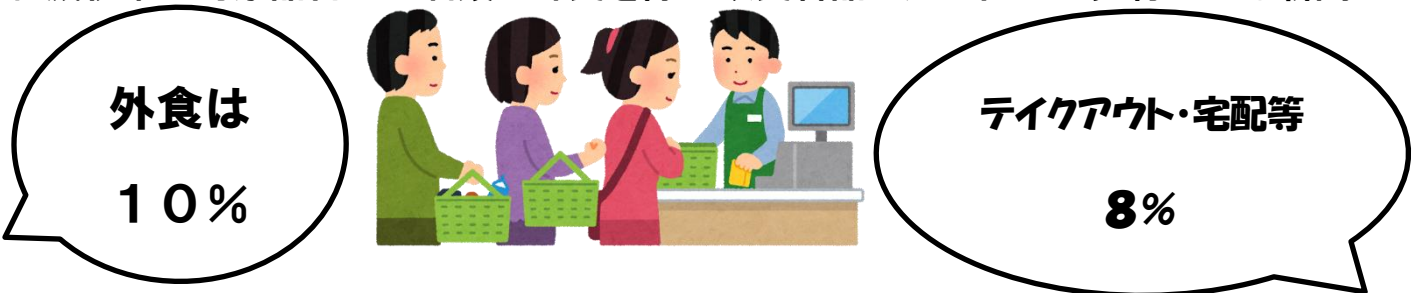
軽減税率制度 ってなに？

→ **10%になった消費税を8%のまま据え置いてくれる制度**

実施時期はいつ→令和元年10月1日（消費税率引き上げと同じ）

税率はどうなる→標準税率 10% ・ 軽減税率 8%

軽減税率の対象品目は→酒類・外食を除く飲食料品・週2回以上発行される新聞



✳軽減税率制度に関するお問い合わせ先

消費税軽減税率電話相談センター 0570-030-456

今日から始めたい食品ロス

もったいない！ 食べられるのに捨てられる「**食品ロス**」を減らそう！

私たちにできること

子どもや孫の未来の地球を考えて

できることをしましょう！！



- ・「買いすぎない」→安いとついつい余分なものも買ってしまう。
- ・「作りすぎない」→何人家族か考えて料理を作る。
- ・「食べ切る」→外食時、食べられる量を注文する。

特殊詐欺被害

防止装置貸出中

取り付け簡単！無料！
お問合せは、生活安全課へ

21-5112

『**ひかりの郷出前講座**』

～賢い消費者になるために～

消費者トラブルの未然防止と早期解決のために、事例紹介や対処法などを、消費生活相談員がわかりやすく説明します。
お気軽にご利用ください。

お申し込みは、中央公民館へ 22-6211